

日程第 2 議案第 7 号

熊谷市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

熊谷市教育委員会事務専決規程(平成17年10月1日教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第4号中「臨時職員」を「会計年度補助職員」に改め、同項第8号中「及び子ども手当」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

熊谷市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令新旧対照表
 熊谷市教育委員会事務専決規程（平成17年10月1日教育委員会
 訓令第1号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 案 | | | 現 行 | | |
|--|------|----|--|------|----|
| 熊谷市教育委員会事務専決規程 略 | | | 熊谷市教育委員会事務専決規程 略 | | |
| 別表第2（第5条関係） | | | 別表第2（第5条関係） | | |
| 個別専決事項 | | | 個別専決事項 | | |
| 1 教育総務課に関する事項 | | | 1 教育総務課に関する事項 | | |
| 事項 | 教育次長 | 課長 | 事項 | 教育次長 | 課長 |
| 略 | | | 略 | | |
| 4 会計年度補 助職員 の の任免 をすること。 | | ○ | 4 <u>臨時職員</u> の 任免をすること。 | | ○ |
| 略 | | | 略 | | |
| 8 児童手当の 受給資格を認 定し、その支 給を決定する こと。 | | ○ | 8 児童手当及 <u>び子ども手当</u> の受給資格を 認定し、その 支給を決定す ること。 | | ○ |
| 略 | | | 略 | | |

日程第 2 議案第 8 号

熊谷市社会教育指導員規則を廃止する規則
熊谷市社会教育指導員規則（平成 17 年教育委員会規則第 34 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

日程第 2 議案第 9 号

熊谷市集会所指導員規則を廃止する規則

熊谷市集会所指導員規則（平成 17 年教育委員会規則第 57 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

日程第2 議案第10号

熊谷市地域公民館に係る地域館長等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市公民館（熊谷市中央公民館及び熊谷市妻沼中央公民館を除く。）（以下「地域公民館」という。）に置く地域館長（以下「館長」という。）及び地域主事（以下「主事」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 館長は、地域公民館における各種事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

2 主事は、館長の命を受け、地域公民館の業務に従事する。

(委嘱)

第3条 館長及び主事（以下「館長等」という。）は、適格性を有すると認める者について、当該地域公民館に属する区域からの推薦に基づき教育長が委嘱する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委嘱した館長等について、次条に規定する任期の満了後に再度委嘱することができる。

(任期)

第4条 館長等の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の館長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 館長等は、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

2 館長等は、その職の信用を傷つける行為をしてはならな

い。

3 館長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 館長等は、政治的中立性をもって地域公民館の運営を行うものとする。

(勤務時間等)

第6条 館長等の勤務時間は、当該公民館に属する区域の実情に応じ、非常勤とする。

(謝金)

第7条 館長等の謝金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 館長 月額33,500円

(2) 主事 月額28,500円

2 前項各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるものについては、支給することができる。

3 前2項に規定する謝金等は、半年ごとに支給する。

(災害補償)

第9条 館長等の職務上又は通勤上の災害については、公民館総合補償制度に基づき補償する。

(解職)

第10条 教育長は、館長等が次のいずれかに該当するときは、解職することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

(謝金に関する特例措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間に支給する謝金に関する第 7 条の規定の適用については、同条第 1 号中「 3 3 , 5 0 0 円」とあるのは「 2 3 , 5 0 0 円」と、同条第 2 号中「 2 8 , 5 0 0 円」とあるのは「 1 8 , 5 0 0 円」と読み替えるものとする。